平成２９年（フ）第２３２１号
大阪市住之江区御崎２丁目12番２号　住之江第１眉山マンション　21号
債務者　森　　健三
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６号
富山市水橋舘町１番地４　リヴェール21・102号
債務者　**廣**瀬　泰久
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４００号
神戸市須磨区衣掛町５丁目３番９―903号
債務者　木本　岳志
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０５号
神戸市垂水区山手２丁目５番10号
債務者　上村　　彩
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０５号
兵庫県西宮市広田町13番20号　エスポワール岡田102号、前住所兵庫県西宮市門戸荘４番13―305号
債務者　小原　沙織
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０８号
広島市西区庚午北１丁目３番22―401号
債務者　中村　忠直
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２３号
広島市安佐南区西原８丁目33番22―102号
債務者　表田　　愛
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８号
長崎県長崎市小江原２丁目15番７―202号
債務者　松尾ヒロエ
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
長崎県長崎市滑石３丁目28番23号　椿荘202
債務者　冨永　秀春
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
北海道余市郡余市町入舟町479番地５
債務者　山田　寿恵
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１１号
岩手県久慈市川崎町３番12号　オーリス荘１－３号
債務者　向井　健二
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第９号
福島県石川郡石川町大字双里字桜町２番地の２
債務者　相楽　　守
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
群馬県桐生市元宿町10番４号
債務者　相澤由多可
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２１号
石川県羽咋郡宝達志水町荻市リ５番地
債務者　山口　安治
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第７９号
長野県松本市県２―16―25　テレパレスあがた204号室、住民票上の住所長野県松本市大字里山辺4022番地３
債務者　松田　華奈
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８４号
長野県木曽郡上松町大字上松1770番地12　ねざめ団地104号
債務者　蕨岡　　峰
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８８号
長野県松本市庄内３丁目６番50号　庄内ハイツ104
債務者　永井　慶一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
長野地方裁判所松本支部